

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	国民健康保険資格・賦課に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、国民健康保険資格・賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険資格・賦課に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

越谷市長

公表日

令和8年3月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険資格・賦課に関する事務
②事務の内容	<p>平成30年4月1日施行の国民健康保険法(昭和33年法律第19号。以下「国保法」という。)第4条第3項の事項に係る越谷市が行う国民健康保険の事務のうち、国民健康保険被保険者(以下「国保被保険者」という。)の資格管理に関する事務、地方税法(昭和25年法律第226号)第703条の4の規定により定める越谷市国民健康保険税条例(昭和30年条例第33号)に基づき課する国民健康保険税(国保法第76条第1項ただし書きに規定する国民健康保険税。以下「国保税」という。)の賦課徴収(収納管理及び滞納処分関係を除く。)に関する事務並びに情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・提供に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>1 国保被保険者の資格管理に関する事務 ・市民からの異動届出等により、資格情報を管理する ・関係機関等から資格に関する必要な情報を入手し、資格情報の適正化を図る ・埼玉県国民健康保険被保険者証・高齢受給者証の管理 ・居所不明被保険者の調査及び管理 ・住所地特例者の管理 ・次期国保総合システムおよび国保情報集約システムにより、埼玉県国民健康保険団体連合会と被保険者異動情報を連携する</p> <p>2 国保税の賦課徴収に関する事務 ・市町村住民税担当課等より所得情報を入手し、所得情報を管理する ・市民からの届出により所得情報を確認する(簡易申告) ・国保税の賦課決定・更正事務(普通徴収・特別徴収) ・居所不明納税義務者の調査及び管理</p> <p>3 情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・提供に関する事務 ・情報提供ネットワークシステムを使用して情報照会・提供事務を行うため、個人情報対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。</p> <p>4 オンライン資格確認に係る事務 オンライン資格確認とは、医療保険資格情報を個人単位化し、国保連合会または社会保険診療報酬支払基金へ一元管理を委託するとともに、医療機関等がオンラインで資格確認等を行うことができる仕組みのこと。これを実施するために以下の事務を行う。 1. 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 2. 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	国民健康保険システム
②システムの機能	<p>国民健康保険システムにより、資格・賦課に関する以下の事務を行う</p> <p>①国保被保険者の資格管理に関する事務 ②被保険者証等の交付・更新事務 ③住所地特例者の管理事務 ④国保税の賦課決定、更正処理事務 ⑤国保税の納税通知書関係事務 ⑥国保税の課税状況管理事務 ⑦国保税の減免・減額処理事務 ⑧居所不明納税義務者の調査及び管理事務 ⑨国保連合会との被保険者異動情報の連携による資格継続業務</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム2～5									
システム2									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム・団体内統合宛名システム間のデータ受け渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を提供する。</p> <p>(1) 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>(2) 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>(3) 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>(4) 各業務システム接続機能 中間サーバーと各業務システム、団体内統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>(5) 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>(6) 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>(7) データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>(8) セキュリティ管理機能 暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する。</p> <p>(9) 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>(10) システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								
システム3									
①システムの名称	団体内統合宛名システム(以下「統合宛名システム」という。)								
②システムの機能	<p>1. 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号(以下「統合宛名番号」という。)が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。各事務システムからの統合宛名番号要求に対し、統合宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバーに対し返却する。</p> <p>2. 宛名情報等管理機能 統合宛名システムにおいて宛名情報を統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。</p> <p>3. 中間サーバー連携機能 中間サーバー、又は中間サーバー端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する。</p> <p>4. 各事務システム連携機能 各事務システムからの要求に基づき、個人番号、又は統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー)								

システム4									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネットシステム」という。)								
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。</p> <p>2. 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。</p> <p>4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>5. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p> <p>7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム5									
①システムの名称	税宛名システム								
②システムの機能	<p>1. 宛名情報の登録、照会、更新</p> <p>2. 住登外宛名の登録、照会、更新</p> <p>3. 納税管理人・相続人代表者の登録、照会、更新</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム6～10									
システム6									
①システムの名称	個人住民税システム								
②システムの機能	<p>○各種課税資料のイメージ管理</p> <p>○課税資料のデータ化支援</p> <p>○課税資料の個人合算処理</p> <p>○課税台帳の管理</p> <p>○市民税・住民税の調定</p> <p>○給与特別徴収税額通知書、納税通知書の作成</p> <p>○情報提供ネットワークシステムによる照会</p> <p>○情報提供ネットワークシステムへの提供情報作成</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									

システム7	
①システムの名称	<p>取滞納管理システム</p> <p>各賦課業務から連携される賦課情報に基づき、納付された収納情報を管理する。また、納付のない滞納データを管理し滞納整理業務を支援する。主な機能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収納データの取り込み・管理 ○納税証明書発行 ○過誤納金の還付・充当処理、還付に伴う各種帳票作成 ○督促対象データの管理、督促に伴う各種帳票作成 ○口座振替情報の管理、金融機関宛振替データ作成 ○延滞金・還付加算金の計算 ○滞納者情報の記録・管理 ○催告書作成 ○実態調査、財産調査のための各種帳票の作成及び回答内容の記録管理 ○滞納処分に関する各種帳票作成 ○情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会、提供事務
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム8	
①システムの名称	<p>次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)</p> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
②システムの機能	<p>1. 資格継続業務</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 当市に設置されている国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p>2. オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p> <p>* ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム9									
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等								
②システムの機能	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii)情報照会 及び (iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供) (※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得 及び (ii)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								
システム10									
システム11～15									
システム16～20									

3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格・賦課管理ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>○番号法 第9条第1項 別表の24及び44の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第16条及び第24条</p> <p><オンライン資格確認に係る事務></p> <p>○番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44</p> <p>○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>○国保法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>○番号法 第19条第8号、9号及び別表行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令のうち以下の項 【別表における情報提供の根拠】 2、3、6、13、46、56、65、67、69、83、115、131、158、173 【別表における情報照会の根拠】 46、69、70、71</p> <p><オンライン資格確認に係る業務></p> <p>○番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等)</p> <p>○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療部国保年金課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格・賦課管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	越谷市の区域内に住所を有し、かつ、国保法第6条の規定に該当していない者及びその者の属する世帯の世帯主並びに特定同一世帯所属者(資格喪失、適用終了した者を含む)
その必要性	国保被保険者として給付を受ける期間の確認や国保税の賦課徴収に関する事務等に必要であり、また、対象となる本人の範囲に該当しなくなった場合でも、同様の業務が発生することがあるため、資格情報は保管する
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 (1)個人番号 対象者を特定するために記録 (2)その他識別情報(内部番号) 他の庁内連携システムの個人を紐づけるために記録 ・連絡先情報 (1)4情報(氏名・性別・生年月日・住所) 管理する対象の個人を特定するために記録 (2)連絡先 被保険者と連絡を取る際に必要となるために記録 (3)その他住民票関係情報 対象者の資格取得及び賦課期日時点での世帯状況の把握のために記録 ・業務関係情報 (1)国税関係情報 対象者の所得税に係る情報により国保税の賦課を行うために記録 (2)地方税関係情報 対象者の市県民税課税資料、扶養状況等の情報により国保税の賦課を行うために記録 (3)医療保険関係情報 医療保険関係情報により国保被保険者の特定、加入・脱退の確認を行うために記録 (4)障害者福祉関係情報 介護保険適用除外施設入所者の把握のために記録 (5)生活保護関係情報 生活保護受給に係る情報により、資格取得喪失を行うために記録 (6)介護・高齢者福祉関係情報 国保税の年金特別徴収に係る介護保険料の特別徴収対象者であることの確認のために記録 (7)雇用・労働関係情報 非自発的失業による国保税の軽減を行うために記録 (8)年金関係情報 国保税の年金特別徴収に係る世帯主の年金給付額を確認するために記録 (9)災害関係情報 天災又は不慮の災害により特別な事情がある者の国保税減免のために記録 <p><国保連合会からの入手に関する妥当性> 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があるため、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託している。本市が国民健康保険資格・賦課に関する事務を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。なお、入手する情報は、本市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手の時期・頻度の妥当性 国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携(平成30年4月1日以後)を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。

		<p>・入手方法の妥当性 入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化と併せて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</p>
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月
⑥事務担当部署		保健医療部国保年金課
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、生活福祉課、介護保険課、障害福祉課、資産税課、収納課、地域包括ケア課、国保年金課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構、地方公共団体情報システム機構、厚生労働大臣) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (埼玉県国保連合会、他医療保険者)
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住基ネットシステム)
③使用目的 ※		国保被保険者の資格管理に関する事務及び国保税の賦課徴収に関する事務
④使用の主体	使用部署	国保年金課、市民課、北部出張所、南部出張所
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		【国保年金課での使用方法】 ①国保被保険者の資格管理に関する事務 ・入手した届出書等の情報を基に、国保被保険者の資格情報を更新する。 ・国保被保険者の情報を基に、資格確認書等を手渡しか郵送で交付する。 ・国保連合会と被保険者異動情報を連携し、資格継続業務を日次で行う。 ②国保税の賦課徴収に関する事務 ・必要に応じて市町村へ所得照会を行い、入手した情報を基に賦課決定・更正を行う。 ・国保税の納税通知書を作成し、納税義務者に送付する。 【市民課、北部出張所、南部出張所での使用方法】 ①国保被保険者の資格管理に関する事務 ・入手した届出書等の情報を基に、国保被保険者の資格情報を更新する。 ・国保被保険者の情報を基に資格確認書等を手渡しか郵送で交付する。
	情報の突合	本人からの届出、申請等の内容と、住民票情報等との突合を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (21) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (12) 件 [] 行っていない
提供先1	別表第二の第1項に掲げる者(別紙1を参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二(別紙1を参照)
②提供先における用途	別表第二の第1項に掲げる者(別紙1を参照)第2欄に掲げる事務(別紙1を参照)
③提供する情報	国民健康保険資格・賦課情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国保被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	別表第一の第1欄に掲げる者(別紙2を参照)
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一(別紙2を参照) ・越谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条
②移転先における用途	別表第一の第2欄に掲げる事務(別紙2を参照)
③移転する情報	国民健康保険資格・賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	別紙2を参照
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人コード

1.個人コード,2.住民税個人コード,3.資産税個人コード

国保異動

1.連番,2.記号番号,3.住民コード,4.世帯コード,5.異動事由,6.異動年月日,7.異動届出年月日,8.得喪プラグ,9.員番号,10.世帯管理番号,11.SESSI ON_ID,12.更新年月日,13.担当者コード

国保個人

1.氏名カナ,2.氏名漢字,3.住民コード,4.世代,5.記号番号,6.員番号,7.世帯管理番号,8.更新年月日

国保個人コメント

1.住民コード,2.業務区分,3.履歴シーケンス,4.コメント,5.登録者,6.登録年月日,7.更新者,8.更新年月日,9.削除区分,10.削除者,11.削除年月日

国保個人要件 I

1.記号番号,2.住民コード,3.世代,4.員番号,5.輸入元自治体コード,6.輸出先自治体コード,7.外国人区分,8.職業コード,9.国籍コード,10.外国人登録番号,11.心障適用区分,12.公費負担番号,13.年金制度,14.年金種別,15.年金加入月数,16.受給権発生年月日,17.裁定年月日,18.世帯管理番号,19.更新年月日

国保世帯コメント

1.記号番号,2.業務区分,3.履歴シーケンス,4.コメント,5.登録者,6.登録年月日,7.更新者,8.更新年月日,9.削除区分,10.削除者,11.削除年月日

資格異動確認書

1.連番,2.記号番号,3.異動日,4.届出日,5.カナ名称,6.名称,7.生年月日,8.性別,9.続柄コード,10.続柄,11.住所,12.住所2,13.方書,14.住所コード,15.郵便番号,16.郵便番号2,17.棟,18.番地,19.号,20.号枝番,21.号小枝番,22.事務区,23.地番ビット,24.電話区分,25.電話番号,26.住民となった日,27.転入前住所,28.更新年月日

資格異動確認書個人

1.連番,2.連番2,3.記号番号,4.住民コード,5.カナ名称,6.名称,7.生年月日,8.性別,9.続柄コード,10.続柄,11.国籍コード,12.マル学マル遠区分,13.一般レコード区分,14.一般資格区分,15.一般取得事由,16.一般取得異動年月日,17.一般取得届出年月日,18.一般喪失事由,19.一般喪失異動年月日,20.一般喪失届出年月日,21.退職レコード区分,22.退職本人扶養区分,23.退職取得事由,24.退職取得異動年月日,25.退職取得届出年月日,26.退職喪失事由,27.退職喪失異動年月日,28.退職喪失届出年月日,29.退職年金制度,30.更新年月日

資格個人

1.記号番号,2.住民コード,3.世代,4.員番号,5.レコード区分,6.資格区分,7.国保続柄コード,8.マル学マル遠区分,9.氏名カナ,10.性別,11.生年月日,12.擬主区分,13.一般一当初取得事由,14.一般一当初取得年月日,15.一般一当初届出年月日,16.一般一当初資格区分,17.給付開始年月日,18.保険証抹消年月日,19.取得時保険証一記号番号,20.喪失時保険証一記号番号,21.退職者一資格得喪区分,22.退職者一本人扶養区分,23.退職者一本人住民コード,24.退職者一本人との続柄コード,25.退職者一当初取得事由,26.退職者一当初取得年月日,27.退職者一当初届出年月日,28.退職者一当初本人扶養区分,29.退職者一当初本人住民コード,30.退職者一当初本人との続柄コード,31.転居前一記号番号,32.転居入一異動年月日,33.転居入一届出年月日,34.転居先一記号番号,35.転居入一異動年月日,36.転居入一届出年月日,37.個人警告表示,38.個人コメント1,39.個人コメント2,40.個人コメント3,41.個人コメント4,42.異動事由1,43.異動事由2,44.異動事由3,45.異動事由4,46.異動事由5,47.異動年月日,48.届出年月日,49.世帯管理番号,50.更新年月日

資格個人その他履歴

1.記号番号,2.住民コード,3.世代,4.履歴シーケンス,5.員番号,6.レコード区分,7.該当事由,8.該当異動年月日,9.該当届出年月日,10.非該当事由,11.非該当異動年月日,12.非該当届出年月日,13.その他資格区分,14.世帯管理番号,15.更新年月日,16.該当項目更新年月日,17.非該当項目更新年月日,18.更新前該当事由,19.更新前該当異動年月日,20.更新前該当届出年月日,21.更新前非該当事由,22.更新前非該当異動年月日,23.更新前非該当届出年月日,24.更新前その他資格区分,25.更新前世帯管理番号,26.更新前更新年月日,27.更新前該当項目更新年月日,28.更新前非該当項目更新年月日

資格個人一般履歴

1.記号番号,2.住民コード,3.世代,4.履歴シーケンス,5.員番号,6.レコード区分,7.取得事由,8.取得異動年月日,9.取得届出年月日,10.喪失事由,11.喪失異動年月日,12.喪失届出年月日,13.資格区分,14.世帯管理番号,15.更新年月日,16.給付開始年月日,17.取得項目更新年月日,18.喪失項目更新年月日,19.更新前取得事由,20.更新前取得異動年月日,21.更新前取得届出年月日,22.更新前喪失事由,23.更新前喪失異動年月日,24.更新前喪失届出年月日,25.更新前資格区分,26.更新前世帯管理番号,27.更新前更新年月日,28.更新前給付開始年月日,29.更新前取得項目更新年月日,30.更新前喪失項目更新年月日,31.住所コード

資格個人学遠履歴

1.記号番号,2.住民コード,3.世代,4.履歴シーケンス,5.員番号,6.レコード区分,7.該当事由,8.該当異動年月日,9.該当届出年月日,10.非該当事由,11.非該当異動年月日,12.非該当届出年月日,13.その他資格区分,14.世帯管理番号,15.更新年月日,16.該当項目更新年月日,17.非該当項目更新年月日,18.更新前該当事由,19.更新前該当異動年月日,20.更新前該当届出年月日,21.更新前非該当事由,22.更新前非該当異動年月日,23.更新前非該当届出年月日,24.更新前その他資格区分,25.更新前世帯管理番号,26.更新前更新年月日,27.更新前該当項目更新年月日,28.更新前非該当項目更新年月日

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

資格個人資格短期証履歴

1.記号番号,2.住民コード,3.世代,4.履歴シーケンス,5.員番号,6.レコード区分,7.該当事由,8.該当異動年月日,9.該当届出年月日,10.非該当事由,11.非該当異動年月日,12.非該当届出年月日,13.その他資格区分,14.世帯管理番号,15.更新年月日,16.更新者,17.作成年月日,18.作成者,19.該当項目更新年月日,20.非該当項目更新年月日,21.更新前該当事由,22.更新前該当異動年月日,23.更新前該当届出年月日,24.更新前非該当事由,25.更新前非該当異動年月日,26.更新前非該当届出年月日,27.更新前その他資格区分,28.更新前世帯管理番号,29.更新前更新年月日,30.更新前該当項目更新年月日,31.更新前非該当項目更新年月日

資格個人退職履歴

1.記号番号,2.住民コード,3.世代,4.履歴シーケンス,5.員番号,6.レコード区分,7.取得事由,8.取得異動年月日,9.取得届出年月日,10.喪失事由,11.喪失異動年月日,12.喪失届出年月日,13.本人扶養区分,14.本人の住民コード,15.本人との続柄コード,16.世帯管理番号,17.更新年月日,18.給付開始年月日,19.取得項目更新年月日,20.喪失項目更新年月日,21.更新前取得事由,22.更新前取得異動年月日,23.更新前取得届出年月日,24.更新前喪失事由,25.更新前喪失異動年月日,26.更新前喪失届出年月日,27.更新前本人扶養区分,28.更新前本人の住民コード,29.更新前本人との続柄コード,30.更新前世帯管理番号,31.更新前更新年月日,32.更新前給付開始年月日,33.更新前取得項目更新年月日,34.更新前喪失項目更新年月日,35.住所コード

資格住所履歴

1.記号番号,2.履歴シーケンス,3.住所漢字,4.方書漢字,5.世帯主一住民コード,6.異動年月日,7.届出年月日,8.世帯管理番号,9.更新年月日

資格証発行個人履歴(※)

1.記号番号,2.履歴シーケンス,3.住民コード,4.カナ名称,5.名称,6.員番号,7.出力順位,8.回収区分,9.回収年月日,10.世帯管理番号,11.発行年月日,12.有効年月日,13.更新年月日,14.備考

※データベース「資格証発行個人履歴」の項目「員番号」は、項目名称はそのままに、データ内容は「枝番」として利用する。

資格証発行履歴

1.記号番号,2.履歴シーケンス,3.発行証区分,4.一般退職区分,5.証種類区分,6.カナ名称,7.名称,8.有効年月日,9.交付年月日,10.発行時世帯主コード,11.発行年月日,12.回収区分,13.回収年月日,14.負担割合区分,15.世帯管理番号,16.更新年月日,17.証発行コメント

資格世帯

1.記号番号,2.レコード区分,3.国保被保険者数,4.保険証一発行有無,5.保険証一交付年月日,6.保険証一再交付年月日,7.保険証一検認年,8.保険証一回収有無,9.保険証一回収年月日,10.一般一退職一混合区分,11.世帯主資格区分,12.世帯主一住民コード,13.世帯主一世代,14.住所コード,15.棟,16.番地,17.号,18.号枝番,19.号小枝番,20.事務区,21.地番ビット,22.方書,23.電話区分,24.電話番号,25.世帯警告表示,26.世帯コメント1,27.世帯コメント2,28.世帯コメント3,29.世帯コメント4,30.国保世帯主世帯コード,31.最新異動事由,32.最新異動年月日,33.最新届出年月日,34.世帯管理番号,35.更新年月日

資格世帯記事

1.記号番号,2.記事事由,3.記事内容,4.記事事由,5.記事内容,6.記事事由,7.記事内容,8.記事事由,9.記事内容,10.記事事由,11.記事内容,12.世帯管理番号,13.更新年月日

資格世帯主履歴

1.記号番号,2.履歴シーケンス,3.住民コード,4.世帯主となる異動日,5.世帯主となる届出日,6.世帯主をやめる異動日,7.世帯主をやめる届出日,8.世帯管理番号,9.更新年月日,10.更新前世帯主となる異動日,11.更新前世帯主となる届出日,12.更新前世帯主をやめる異動日,13.更新前世帯主をやめる届出日,14.更新前世帯管理番号,15.更新前更新年月日,16.住所コード

資格他業務連携

1.連番,2.記号番号,3.世代,4.住民コード,5.生年月日,6.資格区分,7.世帯コード,8.世帯主住民コード,9.個人一般退職区分,10.保険者番号,11.異動事由,12.異動年月日,13.異動届出年月日,14.一般取得事由,15.一般取得年月日,16.一般喪失事由,17.一般喪失年月日,18.退職本人扶養区分,19.退職取得事由,20.退職取得年月日,21.退職喪失事由,22.退職喪失年月日,23.処理年月日,24.処理時間

資格転出先

1.記号番号,2.転出先一自治体コード,3.転出先一住所漢字,4.転出先一方書漢字,5.転出先一郵便番号一親,6.転出先一郵便番号一子,7.世帯管理番号,8.更新年月日

失業軽減申請

1.記号番号,2.世帯番号,3.主個人コード,4.個人コード,5.履歴SEQ,6.失業軽減申請事由,7.失業軽減該当年月日,8.失業軽減該当届出年月日,9.失業軽減非該当事由,10.失業軽減非該当年月日,11.失業軽減非該当届出年月日,12.行政区

住所地特例管理

1.記号番号,2.個人コード,3.履歴シーケンス,4.施設名称,5.施設住所,6.施設方書,7.自治体コード,8.施設電話番号,9.適用事由,10.適用年月日,11.適用連絡年月日,12.喪失事由,13.喪失年月日,14.喪失連絡年月日,15.更新者,16.更新年月日

所得

1.課税年度,2.個人コード,3.所得コード,4.所得金額

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

所得資産個人

1.課税年度,2.個人コード,3.青白区分,4.所得区分,5.本人資格,6.申告区分,7.資料区分,8.控除配偶者有り,9.市民税課税標準,10.市民税所得割額,11.市民税均等割額,12.扶養人数,13.専従者人数,14.共有表示,15.更正事由,16.所得更正日付,17.資産更正日付,18.都道府県市民税均等割額,19.都道府県市民税所得割額

所得照会簡易申告履歴

1.記号番号,2.住民コード,3.履歴シーケンス,4.帳票区分,5.年度,6.交付日,7.氏名,8.住所,9.ON/BATCH,10.照会先自治体CD,11.更新日,12.回答日,13.回答区分

所得要件更正

1.課税年度,2.個人コード,3.所得1,4.所得2,5.所得3,6.所得4,7.所得5,8.所得6,9.所得7,10.所得8,11.所得9,12.所得10,13.所得11,14.所得12,15.所得13,16.所得14,17.所得15,18.所得16,19.所得17,20.所得18,21.所得19,22.所得20,23.所得21,24.所得22,25.所得23,26.所得24,27.所得25,28.所得26,29.所得27,30.所得28,31.所得29,32.所得30,33.所得31,34.所得32,35.所得33,36.所得34,37.所得35,38.所得36,39.所得37,40.所得38,41.所得39,42.所得40,43.所得41,44.所得42,45.所得43,46.所得44,47.所得45,48.所得46,49.所得47,50.所得48,51.所得49,52.所得50,53.所得51,54.所得52,55.所得53,56.所得54,57.所得55,58.所得56,59.所得57,60.所得58,61.所得59,62.所得60,63.本人資格,64.申告区分,65.資料区分,66.青白区分,67.所得区分,68.市民税均等割額,69.市民税所得割額,70.市民税課税標準,71.更新年月日,72.都道府県市民税均等割額,73.都道府県市民税所得割額,74.老年フラグ,75.寡婦フラグ,76.特障フラグ,77.普障フラグ,78.特障数,79.普障数,80.特別寡婦フラグ,81.SRK控除額,82.基準所得端数

所得要件履歴

1.課税年度,2.個人コード,3.履歴番号,4.所得1,5.所得2,6.所得3,7.所得4,8.所得5,9.所得6,10.所得7,11.所得8,12.所得9,13.所得10,14.所得11,15.所得12,16.所得13,17.所得14,18.所得15,19.所得16,20.所得17,21.所得18,22.所得19,23.所得20,24.所得21,25.所得22,26.所得23,27.所得24,28.所得25,29.所得26,30.所得27,31.所得28,32.所得29,33.所得30,34.所得31,35.所得32,36.所得33,37.所得34,38.所得35,39.所得36,40.所得37,41.所得38,42.所得39,43.所得40,44.所得41,45.所得42,46.所得43,47.所得44,48.所得45,49.所得46,50.所得47,51.所得48,52.所得49,53.所得50,54.所得51,55.所得52,56.所得53,57.所得54,58.所得55,59.所得56,60.所得57,61.所得58,62.所得59,63.所得60,64.本人資格,65.申告区分,66.資料区分,67.青白区分,68.所得区分,69.市民税均等割額,70.市民税所得割額,71.市民税課税標準,72.更新年月日,73.都道府県市民税均等割額,74.都道府県市民税所得割額,75.老年フラグ,76.寡婦フラグ,77.特障フラグ,78.普障フラグ,79.特障数,80.普障数,81.特別寡婦フラグ,82.SRK控除額,83.基準所得端数,84.処理年月日

世帯記事

1.通知書番号,2.記号番号,3.世帯番号,4.主個人コード,5.履歴番号,6.記事1,7.記事2,8.更新日

世帯更正減免

1.調定年度,2.通知書番号,3.記号番号,4.世帯番号,5.主個人コード,6.履歴番号,7.軽減区分,8.減免理由医療分,9.減免率医療分,10.減免額医療分,11.減免額1医療分,12.減免額2医療分,13.減免額3医療分,14.減免額4医療分,15.減免理由介護分,16.減免率介護分,17.減免額介護分,18.減免額1介護分,19.減免額2介護分,20.減免額3介護分,21.減免額4介護分,22.減免理由支援分,23.減免率支援分,24.減免額支援分,25.減免額1支援分,26.減免額2支援分,27.減免額3支援分,28.減免額4支援分,29.期別額1,30.納期限1,31.期別額2,32.納期限2,33.期別額3,34.納期限3,35.期別額4,36.納期限4,37.期別額5,38.納期限5,39.期別額6,40.納期限6,41.期別額7,42.納期限7,43.期別額8,44.納期限8,45.期別額9,46.納期限9,47.期別額10,48.納期限10,49.期別額11,50.納期限11,51.期別額12,52.納期限12,53.期別額13,54.納期限13,55.期別額14,56.納期限14,57.期別額15,58.納期限15,59.期別額16,60.納期限16,61.期別額17,62.納期限17,63.期別額18,64.納期限18,65.期別額19,66.納期限19,67.期別額20,68.納期限20,69.期別額21,70.納期限21,71.期別額22,72.納期限22,73.期別額23,74.納期限23,75.期別額24,76.納期限24,77.特徴期別額1,78.特徴納期限1,79.特徴期別額2,80.特徴納期限2,81.特徴期別額3,82.特徴納期限3,83.特徴期別額4,84.特徴納期限4,85.特徴期別額5,86.特徴納期限5,87.特徴期別額6,88.特徴納期限6,89.徴収区分,90.特徴停止事由,91.基礎年金番号,92.減免届出年月日,93.年度1,94.年度2

前期高齢者基準収入申請

1.記号番号,2.住民コード,3.年度,4.適用事由,5.適用年月日,6.判定年月日,7.前期高齢者負担区分,8.受給者証番号,9.電話番号,10.申請事由,11.申請年月日,12.公的年金収入,13.給与収入,14.所得コード1,15.所得内容1,16.所得コード2,17.所得内容2,18.所得コード3,19.所得内容3,20.所得コード4,21.所得内容4,22.所得コード5,23.所得内容5,24.所得コード6,25.所得内容6,26.所得コード7,27.所得内容7,28.合計所得,29.メモ内容,30.更新年月日

前期高齢者月別資格

1.記号番号,2.住民コード,3.年度,4.履歴シーケンス,5.適用事由,6.適用年月日,7.判定事由,8.判定年月日,9.前期高齢者負担区分,10.前期高齢者月別資格1,11.前期高齢者月別資格2,12.前期高齢者月別資格3,13.前期高齢者月別資格4,14.前期高齢者月別資格5,15.前期高齢者月別資格6,16.前期高齢者月別資格7,17.前期高齢者月別資格8,18.前期高齢者月別資格9,19.前期高齢者月別資格10,20.前期高齢者月別資格11,21.前期高齢者月別資格12,22.課税標準額,23.申請事由,24.申請年月日,25.申請収入,26.低所得区分,27.損益通算後総所得,28.申告区分,29.資料区分,30.有効年月日,31.更新年月日

前期高齢扶養控除

1.記号番号,2.住民コード,3.年度,4.履歴シーケンス,5.年少扶養人数,6.一般扶養人数,7.控除額,8.汎用項目1,9.汎用項目2,10.汎用項目3,11.汎用項目4,12.汎用項目5,13.更新年月日

他国保

1.記号番号,2.個人番号,3.世代,4.履歴シーケンス,5.保険者番号,6.他国保記号,7.他国保番号,8.取得年月日,9.喪失年月日,10.取得前保険者番号,11.取得前他保記号,12.取得前他保番号,13.取得前取得年月日,14.取得前喪失年月日,15.更新年月日,16.更新時間,17.担当者コード,18.他国保区分

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

特徴停止対象者

1.個人コード,2.履歴SEQ,3.特徴停止事由,4.特徴停止申請年月日,5.特徴停止登録年月日,6.特徴停止解除事由,7.特徴停止解除申請年月日,8.特徴停止解除登録年月日,9.登録時記号番号,10.登録時世帯番号,11.登録時主個人コード,12.行政区

特徴履歴

1.年度,2.補足年月日,3.更新年月日,4.履歴シーケンス,5.レコード区分,6.市町村コード,7.特別徴収義務者コード,8.通知内容コード,9.予備,10.特別徴収制度コード,11.作成年月日,12.基礎年金番号,13.年金コード,14.予備2,15.生年月日,16.性別,17.氏名カナ,18.氏名シフトコード,19.氏名漢字,20.氏名シフトコード2,21.住所郵便番号,22.住所カナ,23.住所シフトコード,24.住所漢字,25.住所シフトコード2,26.各種区分,27.処理結果,28.後期移管コード,29.各種年月日,30.金額,31.金額2,32.金額3,33.予備3,34.共済年金証書記号番号,35.介護被保険者番号,36.個人コード区分,37.個人コード,38.介護住所地特例,39.介護補足年月日,40.介護待機フラグ,41.予備4

納通発行履歴

1.調定年度,2.通知書番号,3.履歴シーケンス,4.カナ名称,5.名称,6.発送先住所,7.発布年月日,8.発行年月日,9.更正期別,10.返戻事由,11.返戻処理年月日

非課税判定

1.記号番号,2.世帯コード,3.適用区分,4.課税年度,5.世帯課税状況06,6.世帯課税状況07,7.世帯課税状況08,8.世帯課税状況09,9.世帯課税状況10,10.世帯課税状況11,11.世帯課税状況12,12.世帯課税状況01,13.世帯課税状況02,14.世帯課税状況03,15.世帯課税状況04,16.世帯課税状況05,17.強制変更区分,18.強制変更世帯課税状況06,19.強制変更世帯課税状況07,20.強制変更世帯課税状況08,21.強制変更世帯課税状況09,22.強制変更世帯課税状況10,23.強制変更世帯課税状況11,24.強制変更世帯課税状況12,25.強制変更世帯課税状況01,26.強制変更世帯課税状況02,27.強制変更世帯課税状況03,28.強制変更世帯課税状況04,29.強制変更世帯課税状況05,30.強制変更事由,31.強制変更担当者コード,32.強制変更実行年月日,33.更新日時

扶養管理

1.課税年度,2.個人コード,3.年少扶養人数,4.一般扶養人数,5.控除額,6.汎用扶養人数,7.汎用扶養人数2,8.汎用扶養人数3,9.汎用扶養人数4,10.汎用所得,11.汎用所得2,12.汎用所得3,13.汎用所得4,14.汎用所得5,15.汎用所得6,16.汎用所得7,17.汎用所得8,18.汎用所得9,19.汎用所得10,20.汎用項目,21.汎用項目2,22.汎用項目3,23.汎用項目4,24.汎用項目5,25.汎用項目6,26.汎用項目7,27.汎用項目8,28.汎用項目9,29.汎用項目10,30.汎用フラグ,31.汎用フラグ2,32.汎用フラグ3,33.汎用フラグ4,34.汎用フラグ5,35.更新年月日

賦課異動事由

1.調定年度,2.通知書番号,3.記号番号,4.世帯番号,5.主個人コード,6.履歴番号,7.個人コード,8.世帯事由,9.所得事由,10.資産事由,11.資格事由,12.資格異動日,13.世帯異動年月日

賦課個人

1.調定年度,2.通知書番号,3.記号番号,4.世帯番号,5.主個人コード,6.履歴番号,7.個人コード,8.取得事由,9.取得異動年月日,10.取得届出年月日,11.喪失事由,12.喪失異動年月日,13.喪失届出年月日,14.月別資格4,15.月別資格5,16.月別資格6,17.月別資格7,18.月別資格8,19.月別資格9,20.月別資格10,21.月別資格11,22.月別資格12,23.月別資格1,24.月別資格2,25.月別資格3,26.賦課期日時の資格,27.資格4月1日,28.現在時資格,29.賦課期日時の資格退,30.資格4月1日退,31.現在時資格退,32.学特区区分,33.外国人区分,34.賦課年1月1日年齢,35.代表所得コード,36.総所得,37.基礎控除,38.年金控除,39.年金控除2,40.給与特別控除,41.その他控除,42.控除額計,43.軽減判定所得,44.基準総所得,45.医療所得割額,46.介護所得割額,47.支援所得割額,48.固定資産税額,49.医療分資産割額,50.介護分資産割額,51.支援分資産割額,52.個人按分税額,53.所得1,54.所得2,55.所得3,56.所得4,57.所得5,58.所得6,59.所得7,60.所得8,61.所得9,62.所得10,63.所得11,64.所得12,65.所得13,66.所得14,67.所得15,68.所得16,69.所得17,70.所得18,71.所得19,72.所得20,73.所得21,74.所得22,75.所得23,76.所得24,77.所得25,78.所得26,79.所得27,80.所得28,81.所得29,82.所得30,83.所得31,84.所得32,85.所得33,86.所得34,87.所得35,88.所得36,89.所得37,90.所得38,91.所得39,92.所得40,93.所得41,94.所得42,95.所得43,96.所得44,97.所得45,98.所得46,99.所得47,100.所得48,101.所得49,102.所得50,103.所得51,104.所得52,105.所得53,106.所得54,107.所得55,108.所得56,109.所得57,110.所得58,111.所得59,112.所得60,113.本人資格,114.申告区分,115.資料区分,116.青白区分,117.所得区分,118.市民税均等割額,119.市民税所得割額,120.市民税課税標準,121.更新年月日,122.資産税額計,123.資産税土地,124.資産税家屋,125.資産税共有,126.都道府県市民税均等割額,127.都道府県市民税所得割額,128.老年フラグ,129.寡婦フラグ,130.特障フラグ,131.普障フラグ,132.特障数,133.普障数,134.特別寡婦フラグ,135.SRK控除額,136.基準所得端数

賦課個人失業軽減

1.調定年度,2.通知書番号,3.記号番号,4.世帯番号,5.主個人コード,6.履歴番号,7.個人コード,8.軽減判定所得,9.基準総所得,10.医療所得割額,11.介護所得割額,12.支援所得割額,13.月別資格4,14.月別資格5,15.月別資格6,16.月別資格7,17.月別資格8,18.月別資格9,19.月別資格10,20.月別資格11,21.月別資格12,22.月別資格1,23.月別資格2,24.月別資格3,25.賦課期日時の資格,26.資格4月1日,27.現在時資格

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

賦課世帯

1.調定年度,2.通知書番号,3.記号番号,4.世帯番号,5.主個人コード,6.履歴番号,7.世帯区分,8.申告世帯区分,9.総所得医療分,10.基礎控除医療分,11.年金控除1医療分,12.年金控除2医療分,13.給与特別控除医療分,14.その他控除医療分,15.控除計医療分,16.軽減判定所得医療分,17.基準総所得医療分,18.固定資産税額医療分,19.軽減人数医療分,20.現在人数医療分,21.賦課期日人数医療分,22.課税人数医療分,23.所得割額医療分,24.資産割額医療分,25.均等割額医療分,26.平等割額医療分,27.課税額計医療分,28.軽減割合医療分,29.軽減均等医療分,30.軽減平等医療分,31.軽減額計医療分,32.限度超過額医療分,33.年税額医療分,34.月割月数医療分,35.月割増減医療分,36.一部得喪額医療分,37.切捨額医療分,38.課税額医療分,39.減緩和額医療分,40.減免率医療分,41.減免額医療分,42.減免事由医療分,43.調定額医療分,44.総所得介護分,45.基礎控除介護分,46.年金控除1介護分,47.年金控除2介護分,48.給与特別控除介護分,49.その他控除介護分,50.控除計介護分,51.軽減判定所得介護分,52.基準総所得介護分,53.固定資産税額介護分,54.軽減人数介護分,55.現在人数介護分,56.賦課期日人数介護分,57.課税人数介護分,58.所得割額介護分,59.資産割額介護分,60.均等割額介護分,61.平等割額介護分,62.課税額計介護分,63.軽減割合介護分,64.軽減均等介護分,65.軽減平等介護分,66.軽減額計介護分,67.限度超過額介護分,68.年税額介護分,69.月割月数介護分,70.月割増減介護分,71.一部得喪額介護分,72.切捨額介護分,73.課税額介護分,74.減緩和額介護分,75.減免率介護分,76.減免額介護分,77.減免事由介護分,78.調定額介護分,79.総所得支援分,80.基礎控除支援分,81.年金控除1支援分,82.年金控除2支援分,83.給与特別控除支援分,84.その他控除支援分,85.控除計支援分,86.軽減判定所得支援分,87.基準総所得支援分,88.固定資産税額支援分,89.軽減人数支援分,90.現在人数支援分,91.賦課期日人数支援分,92.課税人数支援分,93.所得割額支援分,94.資産割額支援分,95.均等割額支援分,96.平等割額支援分,97.課税額計支援分,98.軽減割合支援分,99.軽減均等支援分,100.軽減平等支援分,101.軽減額計支援分,102.限度超過額支援分,103.年税額支援分,104.月割月数支援分,105.月割増減支援分,106.一部得喪額支援分,107.切捨額支援分,108.課税額支援分,109.減緩和額支援分,110.減免率支援分,111.減免額支援分,112.減免事由支援分,113.調定額支援分,114.調定額,115.期別額,116.賦課年度,117.納期限,118.公示送達年月日,119.期別額,120.賦課年度,121.納期限,122.公示送達年月日,123.期別額,124.賦課年度,125.納期限,126.公示送達年月日,127.期別額,128.賦課年度,129.納期限,130.公示送達年月日,131.期別額,132.賦課年度,133.納期限,134.公示送達年月日,135.期別額,136.賦課年度,137.納期限,138.公示送達年月日,139.期別額,140.賦課年度,141.納期限,142.公示送達年月日,143.期別額,144.賦課年度,145.納期限,146.公示送達年月日,147.期別額,148.賦課年度,149.納期限,150.公示送達年月日,151.期別額,152.賦課年度,153.納期限,154.公示送達年月日,155.期別額,156.賦課年度,157.納期限,158.公示送達年月日,159.期別額,160.賦課年度,161.納期限,162.公示送達年月日,163.期別額,164.賦課年度,165.納期限,166.公示送達年月日,167.期別額,168.賦課年度,169.納期限,170.公示送達年月日,171.期別額,172.賦課年度,173.納期限,174.公示送達年月日,175.期別額,176.賦課年度,177.納期限,178.公示送達年月日,179.期別額,180.賦課年度,181.納期限,182.公示送達年月日,183.期別額,184.賦課年度,185.納期限,186.公示送達年月日,187.期別額,188.賦課年度,189.納期限,190.公示送達年月日,191.期別額,192.賦課年度,193.納期限,194.公示送達年月日,195.期別額,196.賦課年度,197.納期限,198.公示送達年月日,199.期別額,200.賦課年度,201.納期限,202.公示送達年月日,203.期別額,204.賦課年度,205.納期限,206.公示送達年月日,207.期別額,208.賦課年度,209.納期限,210.公示送達年月日,211.期別額,212.賦課年度,213.納期限,214.公示送達年月日,215.期別額,216.賦課年度,217.納期限,218.公示送達年月日,219.期別額,220.賦課年度,221.納期限,222.公示送達年月日,223.期別額,224.賦課年度,225.納期限,226.公示送達年月日,227.期別額,228.賦課年度,229.納期限,230.公示送達年月日,231.期別額,232.賦課年度,233.納期限,234.公示送達年月日,235.期別額,236.賦課年度,237.納期限,238.公示送達年月日,239.期別額,240.賦課年度,241.納期限,242.公示送達年月日,243.期別額,244.賦課年度,245.納期限,246.公示送達年月日,247.期別額,248.賦課年度,249.納期限,250.公示送達年月日,251.期別額,252.賦課年度,253.納期限,254.公示送達年月日,255.期別額,256.賦課年度,257.納期限,258.公示送達年月日,259.期別額,260.賦課年度,261.納期限,262.公示送達年月日,263.期別額,264.賦課年度,265.納期限,266.公示送達年月日,267.期別額,268.賦課年度,269.納期限,270.公示送達年月日,271.期別額,272.賦課年度,273.納期限,274.公示送達年月日,275.期別額,276.賦課年度,277.納期限,278.公示送達年月日,279.期別額,280.賦課年度,281.納期限,282.公示送達年月日,283.期別額,284.賦課年度,285.納期限,286.公示送達年月日,287.期別額,288.賦課年度,289.納期限,290.公示送達年月日,291.期別額,292.賦課年度,293.納期限,294.公示送達年月日,295.期別額,296.賦課年度,297.納期限,298.公示送達年月日,299.期別額,300.賦課年度,301.納期限,302.公示送達年月日,303.期別額,304.賦課年度,305.納期限,306.公示送達年月日,307.特定期別額,308.特徴納期限,309.特徴期別額,310.特徴納期限,311.特徴期別額,312.特徴納期限,313.特徴期別額,314.特徴納期限,315.特徴期別額,316.特徴納期限,317.特徴期別額,318.特徴納期限,319.徴収区分,320.仮徴収特別徴収義務者コード,321.特別徴収義務者コード,322.仮徴収年金コード,323.年金コード,324.基礎年金番号,325.更正期別,326.更正理由,327.更正日付,328.更正表示,329.最新表示,330.賦課区,331.旧被保険者扶養者有無区分

賦課世帯失業軽減

1.調定年度,2.通知書番号,3.記号番号,4.世帯番号,5.主個人コード,6.履歴番号,7.失業軽減額医療分,8.失業軽減額介護分,9.失業軽減額支援分,10.失業軽減額医療退職分,11.失業軽減額介護退職分,12.失業軽減額支援退職分,13.更正期別,14.更正理由,15.更正日付,16.更正表示,17.最新表示,18.賦課区,19.平等割軽減区分4月,20.平等割軽減区分5月,21.平等割軽減区分6月,22.平等割軽減区分7月,23.平等割軽減区分8月,24.平等割軽減区分9月,25.平等割軽減区分10月,26.平等割軽減区分11月,27.平等割軽減区分12月,28.平等割軽減区分1月,29.平等割軽減区分2月,30.平等割軽減区分3月,31.医療月別表示4月,32.医療月別表示5月,33.医療月別表示6月,34.医療月別表示7月,35.医療月別表示8月,36.医療月別表示9月,37.医療月別表示10月,38.医療月別表示11月,39.医療月別表示12月,40.医療月別表示1月,41.医療月別表示2月,42.医療月別表示3月,43.介護月別表示4月,44.介護月別表示5月,45.介護月別表示6月,46.介護月別表示7月,47.介護月別表示8月,48.介護月別表示9月,49.介護月別表示10月,50.介護月別表示11月,51.介護月別表示12月,52.介護月別表示1月,53.介護月別表示2月,54.介護月別表示3月,55.支援月別表示4月,56.支援月別表示5月,57.支援月別表示6月,58.支援月別表示7月,59.支援月別表示8月,60.支援月別表示9月,61.支援月別表示10月,62.支援月別表示11月,63.支援月別表示12月,64.支援月別表示1月,65.支援月別表示2月,66.支援月別表示3月,67.合計月別表示4月,68.合計月別表示5月,69.合計月別表示6月,70.合計月別表示7月,71.合計月別表示8月,72.合計月別表示9月,73.合計月別表示10月,74.合計月別表示11月,75.合計月別表示12月,76.合計月別表示1月,77.合計月別表示2月,78.合計月別表示3月

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

賦課退職

1.調定年度,2.通知書番号,3.記号番号,4.世帯番号,5.主個人コード,6.履歴番号,7.世帯区分,8.申告世帯区分,9.総所得医療分,10.基礎控除医療分,11.年金控除1医療分,12.年金控除2医療分,13.給与特別控除医療分,14.その他控除医療分,15.控除額計医療分,16.軽減判定所得医療分,17.基準総所得医療分,18.固定資産税額医療分,19.軽減人数医療分,20.現在人数医療分,21.賦課期日人数医療分,22.課税人数医療分,23.所得割額医療分,24.資産割額医療分,25.均等割額医療分,26.平等割額医療分,27.課税額計医療分,28.軽減割合医療分,29.軽減均等医療分,30.軽減平等医療分,31.軽減額計医療分,32.限度超過額医療分,33.年税額医療分,34.月割月数医療分,35.月割増減医療分,36.一部得喪額医療分,37.切捨額医療分,38.課税額医療分,39.激減緩和額医療分,40.減免率医療分,41.減免額医療分,42.減免事由医療分,43.調定額医療分,44.総所得介護分,45.基礎控除介護分,46.年金控除1介護分,47.年金控除2介護分,48.給与特別控除介護分,49.その他控除介護分,50.控除額計介護分,51.軽減判定所得介護分,52.基準総所得介護分,53.固定資産税額介護分,54.軽減人数介護分,55.現在人数介護分,56.賦課期日人数介護分,57.課税人数介護分,58.所得割額介護分,59.資産割額介護分,60.均等割額介護分,61.平等割額介護分,62.課税額計介護分,63.軽減割合介護分,64.軽減均等介護分,65.軽減平等介護分,66.軽減額計介護分,67.限度超過額介護分,68.年税額介護分,69.月割月数介護分,70.月割増減介護分,71.一部得喪額介護分,72.切捨額介護分,73.課税額介護分,74.激減緩和額介護分,75.減免率介護分,76.減免額介護分,77.減免事由介護分,78.調定額介護分,79.総所得支援分,80.基礎控除支援分,81.年金控除1支援分,82.年金控除2支援分,83.給与特別控除支援分,84.その他控除支援分,85.控除額計支援分,86.軽減判定所得支援分,87.基準総所得支援分,88.固定資産税額支援分,89.軽減人数支援分,90.現在人数支援分,91.賦課期日人数支援分,92.課税人数支援分,93.所得割額支援分,94.資産割額支援分,95.均等割額支援分,96.平等割額支援分,97.課税額計支援分,98.軽減割合支援分,99.軽減均等支援分,100.軽減平等支援分,101.軽減額計支援分,102.限度超過額支援分,103.年税額支援分,104.月割月数支援分,105.月割増減支援分,106.一部得喪額支援分,107.切捨額支援分,108.課税額支援分,109.激減緩和額支援分,110.減免率支援分,111.減免額支援分,112.減免事由支援分,113.調定額支援分,114.調定額,115.更正期別,116.更正理由,117.更正日付,118.更正表示,119.最新表示,120.賦課区,121.旧被保険者扶養者有無区分

団体内統合宛名

1.個人番号,2.情報提供用個人番号識別符号,3.団体内宛名番号

中間サーバー

1.情報提供等の記録等

個人番号管理

1.宛名番号,2.個人番号

異動情報

1.国保適用開始届出日,2.国保適用開始年月日,3.国保適用開始事由,4.国保適用終了届出日,5.国保適用終了年月日,6.国保適用終了事由,7.国保適用変更届出日,8.国保適用変更年月日,9.国保適用変更事由,10.市町村被保険者ID

資格個人枝番

1.記号番号,2.住民コード,3.枝番,4.資格区分,5.異動年月日,6.更新年月日,7.削除年月日,8.同一人未確認フラグ

特殊条件対象者氏名

1.住民コード,2.カナ名称,3.名称,4.更新年月日

情報集約_区間異動後個人履歴

1.記号番号,2.住民コード,3.行政区保険者番号,4.行政区変更履歴番号,5.履歴種類番号,6.個人履歴情報,7.更新年月日

情報集約_区間異動後世帯履歴

1.記号番号,2.行政区保険者番号,3.行政区変更履歴番号,4.世帯履歴情報,5.更新年月日

情報集約_区間異動履歴

1.住民コード,2.行政区変更履歴番号,3.行政コード,4.区間異動日,5.更新年月日

別紙(1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務

提供先 No.	提供先	法令上の根拠 (項番)	提供先における用途
1	厚生労働大臣	1	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	4	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	都道府県知事	9	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	市町村長	12	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	15	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	17	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事	22	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	都道府県知事等	26	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	27	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	日本私立学校振興・共済事業団	33	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	国家公務員共済組合	39	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	市町村長又は国民健康保険組合	42	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

提供先 No.	提供先	法令上の根拠 (項番)	提供先における用途
15	地方公務員共済組合	58	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	市町村長	62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	後期高齢者医療広域 連合	80	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	都道府県知事等	87	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	市町村長	93	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	都道府県知事又は保 健所を設置する市の 長	97	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	独立行政法人日本学 生支援機構	106	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

別紙(2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務

移転先 No.	移転先	法令上の根拠(項番)	移転する情報の対象となる本人の数	移転の対象となる本人の範囲	移転先における用途
1	福祉部生活福祉課	15	1万人未満	国民健康保険被保険者	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	行財政部市民税課	16	10万人以上100万人未満	国民健康保険被保険者及び世帯主	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	行財政部資産税課				
4	行財政部収納課				
5	保健医療部国保年金課	30	10万人以上100万人未満	国民健康保険被保険者及び世帯主	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	保健医療部国保年金課				
7	市民協働部市民課	31	1万人以上10万人未満	国民健康保険被保険者及び世帯主	国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	地域共生部地域包括ケア課	41	1万人未満	国民健康保険被保険者	老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	保健医療部国保年金課	59	1万人以上10万人未満	国民健康保険被保険者及び世帯主	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	福祉部生活福祉課	63	1万人未満	国民健康保険被保険者	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	地域共生部介護保険課	68	1万人以上10万人未満	国民健康保険被保険者及び世帯主	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	福祉部障害福祉課	84	1万人以上10万人未満	国民健康保険被保険者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域支援生活事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格・賦課管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】 <国保連合会からの入手時における措置(国保総合PCにおける措置)> ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 *：ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。 <その他の入手時における措置> ・住民からの届出等においては、本人の個人番号カード又は個人番号通知カードにより、個人番号の確認を行い、本人確認書類の提示、対面による聞き取り等により対象者を特定する。 ・他自治体及び他部署からの情報取得においては、個人番号及び基本4情報の合致により被保険者を特定する。</p> <p>【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】 <国保連合会からの入手時における措置(国保総合PCにおける措置)> ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 *：ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。 <その他の入手時における措置> ・本人からの届出等による入手については、必要項目のみ記載できる用紙を使用し、必要な情報以外の入手を防止する。 ・他自治体及び他部署からの情報取得においては、国保被保険者に関する資格情報及び賦課に関する資料の回送、法令に基づく通知・照会のため必要な情報以外の入手はしない。 ・各庁内連携システムにおいては、情報の取得を必要情報のみに限定しており、それ以外の情報の取得はできない構成となっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【不適切な方法で入手が行われるリスクのための措置の内容】 <国保連合会からの入手時における措置(国保総合PCにおける措置)> ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</p> <p><その他の入手時における措置> ・住民からの届出等については、国保被保険者の資格情報及び賦課に係る資料となる旨説明して取得することで、不適切な入手を防止している。 ・庁内連携や他団体からの情報提供ネットワークによる入手については、職員毎に業務範囲に対応した権限によるアクセスコントロールを行い不適切な入手を防止している。 ・庁内連携システムは操作者が共通基盤システムには、直接接続することができないシステムとなっている。 ・統合宛名システムユーザ単位の権限を分けており、事務を行う上で必要最低限な項目だけに制限することで、ユーザがシステム上で不適切な方法で入手が行えないよう対策を講じている。</p> <p>【入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクのための措置の内容】 <国保連合会からの入手時における措置(国保総合PCにおける措置)> ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当市において国保連合会に送付する前に実施済みである。さらに、国保連合会においても当市の国民健康保険市区町村事務処理システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</p>	

<その他の入手時における措置>

- ・住民からの届出等においては、本人の個人番号カード又は個人番号通知カードにより、個人番号の確認を行い、本人確認書類の提示、対面による聞き取り等により対象者を特定する。
- ・各事務システムで唯一無二の個人コードを用いて管理するシステムとなっている。

【入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクのための措置の内容】

<国保連合会からの入手時における措置(国保総合PCにおける措置)>

- ・当市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。
- ・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。
- ・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。
- ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。
- ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。
- ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。

<電子記録媒体使用時の措置>

国保総合PCと国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。

- ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。
- ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。
- ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。
- ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。
- ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。

<その他の入手時における措置>

- ・紙及び電子媒体により提出される国保被保険者の資格情報及び賦課に係る資料は、作業場所を特定し鍵付きの保管庫に保管し漏えい・紛失を防止している。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>【宛名システム等における措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザ単位の権限により、不要なアクセスを行えないよう制御している。 ・個人番号を利用しない各システムから要求に応じないよう制御している。 ・中間サーバーからの要求に応じるだけであるため、必要な情報の切分けは中間サーバーで行われている。 ・特定個人情報の中間サーバーとの連携システムであり、その他のシステムに連携する機能は有していない。 <p>【事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務に必要なない情報はシステム内に保持しない。 ・データで提出されるなどによりシステム内に保持せざるを得ない場合は、データベース上には保持するが、画面には表示しないよう制御を行う。 ・庁内連携システムと接続するが、事務に必要なない情報と紐付かないように制御している。 ・個人番号が必要な際に自動で統合宛名システムに要求するのみで、それ以外の要求はできないシステムとなっている。 <p>【その他の措置の内容】</p> <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 * :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC等上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に入力している 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

<p>ユーザ認証の管理</p>	<p>[行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
<p>具体的な管理方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用できる職員を限定しており、生体認証とすることでなりすましを防止している。 ・職員が退職した等により、システムを利用しなくなった場合については、各事務を所管する担当課からの依頼に応じて、システム管理者が速やかにシステムの利用権限を消去することとしている。 ・システムへのログイン時にパスワード認証を利用する場合、定期的にパスワードを変更している。
<p>その他の措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・権限の妥当性を確認したうえで、各事務を所管する担当課からの依頼に応じ、システム管理者が必要な権限を付与している。 ・アクセス権限は定期的に見直しを行っている。 ・アクセスログやシステム操作の履歴(利用者ID、日時、システムへのアクセス状況、データへのアクセス状況)を記録している。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>【従業員が事務外で使用するリスクのための措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> システムを利用する職員に対して情報セキュリティ研修を実施し、事務外利用の禁止等について指導する。 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 <p>【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクのための措置の内容】</p> <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 *:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。 <p><電子記録媒体使用時の措置></p> <p>国保総合PCと国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。 <p><その他における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製していない。 統合宛名システムにおいて、各システム上の管理権限を与えられたもの以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。 		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、秘密保持、厳重な保管及び搬送、再委託の禁止等、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告義務、委託契約終了時の個人情報の返還又は処分などを規定している。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、再委託は原則として禁止としているが、越谷市と委託先との協議の上、正当な事由により越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。この場合において、委託先は、越谷市との契約書と同等の安全管理措置を講じられる再委託契約を締結するとともに、再委託契約をした者が委託先との契約書の内容を遵守しているか監督し、その結果を速やかに越谷市に報告することを義務付けている。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること 日本国内でのデータ保管を条件としていること 上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【国保連合会における物理的安全管理措置】

- ・国保総合(国保集約)システムのサーバー等の機器が設置されている場所へ入出できる者を制限し、入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。
- ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
- ・許可された電子媒体や機器等以外の使用制限、システムへの接続制限等の措置を行う。
- ・手続きに基づき、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す必要が生じた場合には、容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講じる。
- ・特定個人情報等が記録された電子媒体及び書類等を削除又は廃棄する場合は、できるだけ速やかに復元できない手段を講じる。
- ・個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認を行う。

【委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスクに対する処置】

- ・「越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、委託先に対して、秘密の保持、厳重な保管及び搬送、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、委託契約終了時の個人情報の返還・処分を義務付けている。また、必要があると認められるときは、委託先に対し報告、検査等を求めることができる。
- ・「越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、委託先は、委託契約が終了し、又は解除された場合は、契約事務に係る個人情報を速やかに越谷市に返還し、又は越谷市の指示若しくは承認があるときは、漏えいを来さない方法で確実に処分することを義務づけている。

<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置>

- ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。
- ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。
- ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。
- ・移行作業にあたって、作業者以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。
- ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。
- ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。
- ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・定期的に情報セキュリティ研修を実施し、個人情報の取扱いについて指導している。 ・使用部署からデータ利用申請を提出させ、事務担当部署がその法的根拠等を判断し、承認したもののみ移転を許可することを内部規定に定めている。	
その他の措置の内容	庁内サーバ室等への入室管理を行い、特定個人情報の提供・移転リスクを最小限にしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置】

- ・特定個人情報を提供する場合は必ず所属長の確認行為をするよう定めている。
- ・システムを利用する職員等に対し情報セキュリティ研修を実施し、個人情報の取扱いについて指導している。
- ・移転先は決定されているものであるため、システム制御により担保されている。

【誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置】

- ・庁内連携では、番号法及び条例にて規定された部署のみ照会可能となっている。
- ・庁内連携では、本業務で保有する情報をすべて連携することは行わず、規定された情報のみ照会対象としている。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><越谷市における措置> ・番号法の規定に基づき、認められている範囲内において特定個人情報の照会を行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
その内容	—
再発防止策の内容	—

<p>その他の措置の内容</p>	<p>【物理的対策】 <越谷市における措置> <ul style="list-style-type: none"> ・大部分のシステムについては強固なデータセンターへサーバを移設している。 ・データセンターや庁内サーバ室の出入口には生体認証による入退室管理設備を設置している。 ・庁内サーバ室へ入室可能な職員を限定し、更に入退室管理簿の記入を徹底している。 ・端末使用時に離席する場合、第三者に使用されることや許可なく情報が閲覧されることがないようにログオフ等の適切な措置を行っている。 ・端末は、ワイヤーロックによって盗難を防止している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるように適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>【技術的対策】 <越谷市における措置> <ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータウイルス監視ソフトを導入している。また新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。 ・システムを利用できる職員を限定している。 ・ログインには生体認証を用いており、簡単になりすぎることができないよう制御している。 ・アクセスログや操作ログといった履歴を記録している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効果的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p> <p><国保総合PCにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村と国保総合（国保集約）システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクのための措置の内容】

<国保総合PCにおける措置>

・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクはない。

<その他における措置>

・毎年、8月に被保険者証の更新を行い世帯主宛郵送している。返戻の場合は居所不明者リストに入れ現地調査を実施し確認している。また、年金機構からの情報提供により、資格取得に係る勤奨通知を送付し適正化に努めている。
・個人番号を含め宛名情報については、住民記録システムより、随時、異動データを連携することにより最新化する。

【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクのための措置の内容】

<国保総合PCにおける措置>

・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。
・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクはない。

<ガバメントクラウドにおける措置>

データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。

<その他における措置>

・サーバー、端末(パソコン)、外部記録媒体、紙文書等の情報資産を廃棄する場合は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。機器リース終了による返却の場合も、同様とする。
・紙文書は、溶解またはシュレッダー処分を行う。
・電磁的な記録媒体は、消去を行ったうえで廃棄する。
・サーバー、パソコン等情報機器については、記録装置に対しデータ消去を行う。
・データ消去を業者に委託した場合は、消去作業証明書を提出させる。

8. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

<p>従業者に対する教育・啓発</p>	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p><越谷市における措置> 毎年、情報セキュリティや個人情報(マイナンバーも含む)についての研修を受講している。また、受講できない職員については研修資料を回覧するなどの情報共有を図り、勉強の機会を与えている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p><国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> ・教育事項: 国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度: 年間1回程度 ・教育方法: 集合教育 ・教育対象: 職員等 ・違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結する。</p> <p><サイバーセキュリティに関する教育・啓発> ・教育事項: 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度: おおむね一年ごと ・教育方法: 集合教育 ・教育対象: 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者 ・違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結する。 * 「個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。</p>

10. その他のリスク対策

<p>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。 ・毎年、情報セキュリティに関連する意識調査を実施することとしている。 ・毎年、個人情報を取扱う事業課の中から複数課所を選定して情報セキュリティを専門に扱う事業者による外部監査を実施することとしている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	越谷市総務部総務課 住所：〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話：048-963-9136
②請求方法	本人確認書類の提示および指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。電話及びFAXでの請求は、開示請求者が本人であることが十分に確認できないことから認めていない。 ※任意の書式においても記載事項を網羅していれば、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	越谷市保健医療部国保年金課 住所：〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話：048-963-9146
②対応方法	受付票を作成し、問合せ内容・対応等について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年3月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月15日	—	—	しきい値判断の見直し(平成28年10月1日時点での対象人数の変更)により、全項目評価から重点項目評価に変更したため、新規に作成する。	事後	しきい値判断の見直しにより、全項目評価から重点項目評価に変更したため、新規に作成するものであって、重要な変更に当たらない。
平成29年4月17日	—	—	全項目評価から重点項目評価に変更したことによる評価書新規作成時、国保制度改革に伴う新システム導入やリスク対策等の内容を同時に反映させた。	事前	国保制度改革による新システム等の導入による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるものです(重要な変更に該当)。
平成29年6月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	竹内 克行	永瀬 一広	事後	人事異動に伴う所属長の変更
平成30年4月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	「国民健康保険法(昭和33年法律第19号)」(以下「国保法」という。)第3条に定める市町村国民健康保険の運営に係る事務のうち、被保険者の資格管理及び「地方税法(昭和25年法律第226号)」(以下「地税法」という。)第703条の4の規定により定めた「越谷市国民健康保険条例(昭和30年条例第33号)」に基づき課する国民健康保険税(国保法第76条第1項ただし書きに規定する国民健康保険税)の賦課徴収(収納管理及び滞納処分関係を除く。)に関する事務において、「行政手続法」(以下「行政手続法」という。)第27条第1項の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。	平成30年4月1日施行の国民健康保険法(昭和33年法律第19号。以下「国保法」という。)第4条第3項の事項に係る越谷市が行う国民健康保険の事務のうち、国民健康保険被保険者(以下「国保被保険者」という。)の資格管理に関する事務、地方税法(昭和25年法律第226号)第703条の4の規定により定めた越谷市国民健康保険条例(昭和30年条例第33号)に基づき課する国民健康保険税(国保法第76条第1項ただし書きに規定する国民健康保険税。以下「国保税」という。)の賦課徴収(収納管理及び滞納処分関係を除く。)に関する事務並びに情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・提供に関する事務において、行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。	事前	国保制度改革等による文言の整理
平成30年4月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1 資格管理に関する事務 ・市民からの異動届出により、資格情報を管理する ・関係機関等から資格の取得・喪失に必要な情報を入手し、資格情報を管理する ・被保険者証・高齢受給者証の管理 ・居所不明者調査の管理 ・住所地特例者の管理 ・埼玉県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)と被保険者異動情報を連携する	1 国保被保険者の資格管理に関する事務 ・市民からの異動届出等により、資格情報を管理する ・関係機関等から資格に関する必要な情報を入手し、資格情報の適正化を図る ・埼玉県国民健康保険被保険者証・高齢受給者証(以下「被保険者証等」という。)の管理 ・居所不明被保険者の調査及び管理 ・住所地特例者の管理 ・次期国保総合システムおよび国保情報集約システムにより、埼玉県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)と被保険者異動情報を連携する	事前	国保制度改革等による文言の整理
平成30年3月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	2 国民健康保険税の賦課事務 ・市民税課(他市区町村)より所得情報を入手し、所得情報を管理する ・市民からの届出により所得情報を確認する(簡易申告) ・国保税の決定・更正事務(普通徴収・特別徴収) ・居所不明納税義務者調査の管理	2 国保税の賦課徴収に関する事務 ・市町村住民税担当課等より所得情報を入手し、所得情報を管理する ・市民からの届出により所得情報を確認する(簡易申告) ・国保税の賦課決定・更正事務(普通徴収・特別徴収) ・居所不明納税義務者の調査及び管理	事後	内容の見直しによる文言の整理
平成30年3月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	3 情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・提供事務	3 情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・提供に関する事務	事後	内容の見直しによる文言の整理

平成30年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	国民健康保険システムにより、資格・賦課に関する以下の業務を行う ①国保資格の管理関係事務 ②国保被保険者証及び国保高齢受給者証の交付事務 ③国保被保険者証及び国保高齢受給者証の更新事務 ④住所地特例者の管理事務 ⑤国保税額の決定、更正処理事務 ⑥国保税納税通知書関係事務 ⑦国保税課税状況管理事務 ⑧居所不明納税義務者の調査・管理事務 ⑨国保税の減免・減額処理事務 ⑩国保連合会との被保険者異動情報の連携による資格継続業務	国民健康保険システムにより、資格・賦課に関する以下の事務を行う ①国保被保険者の資格管理に関する事務 ②被保険者証等の交付・更新事務 ③住所地特例者の管理事務 ④国保税の賦課決定、更正処理事務 ⑤国保税の納税通知書関係事務 ⑥国保税の課税状況管理事務 ⑦国保税の減免・減額処理事務 ⑧居所不明納税義務者の調査及び管理事務 ⑨国保連合会との被保険者異動情報の連携による資格継続業務	事前	国保制度改革等による文言の整理
平成30年4月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、8号及び別表第二のうち以下の項 【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、42、46、62、80、87、88、93、97、106、109、120) 【別表第二における情報照会の根拠】 27、42、43、44、45	番号法第19条第7号、8号及び別表第二のうち以下の項 【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) 【別表第二における情報照会の根拠】 27、42、43、44、45	事前	平成30年度からの情報連携開始予定、主務省令の確定による追加
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民及びその世帯主 ※資格喪失者を含む	越谷市の区域内に住所を有し、かつ、国保法第6条の規定に該当していない者及びその者の属する世帯の世帯主並びに特定同一世帯所属者(資格喪失、適用終了した者を含む)	事前	国保制度改革等による文言の整理
平成30年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	国民健康保険の被保険者として給付を受ける期間の確認や国民健康保険税の賦課を行うため必要であり、また、国民健康保険を脱退した後も、同様の業務が発生する場合があるため、被保険者情報は世帯全員の資格を喪失しても保管する	国保被保険者として給付を受ける期間の確認や国保税の賦課徴収に関する事務等に必要であり、また、対象となる本人の範囲に該当しなくなった場合でも、同様の業務が発生することがあるため、資格情報は保管する	事後	内容の見直しによる文言の整理
平成30年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・業務関係情報 (1)国税関係情報 対象者の所得税に係る情報により国民健康保険税の賦課を行うために記録 (2)地方税関係情報 対象者の市県民税課税資料、扶養状況等の情報により国民健康保険税の賦課を行うために記録 (3)医療保険関係情報 医療保険関係情報により国民健康保険被保険者の特定、加入・脱退の確認を行うために記録 (4)障害者福祉関係情報 介護保険適用除外施設入所者の把握のために記録 (5)生活保護関係情報 生活保護受給に係る情報により、資格取得喪失を行うために記録 (6)介護・高齢者福祉関係情報 国民健康保険税の年金特別徴収に係る介護保険料の特別徴収対象者であることの確認のために記録 (7)雇用・労働関係情報 非自発的失業による保険税の軽減を行うために記録 (8)年金関係情報 国民健康保険税の年金特別徴収に係る世帯主の年金給付額を確認するために記録 (9)災害関係情報 天災又は不慮の災害により特別な事情がある者の保険税減免のために記録	・業務関係情報 (1)国税関係情報 対象者の所得税に係る情報により国保税の賦課を行うために記録 (2)地方税関係情報 対象者の市県民税課税資料、扶養状況等の情報により国保税の賦課を行うために記録 (3)医療保険関係情報 医療保険関係情報により国保被保険者の特定、加入・脱退の確認を行うために記録 (4)障害者福祉関係情報 介護保険適用除外施設入所者の把握のために記録 (5)生活保護関係情報 生活保護受給に係る情報により、資格取得喪失を行うために記録 (6)介護・高齢者福祉関係情報 国保税の年金特別徴収に係る介護保険料の特別徴収対象者であることの確認のために記録 (7)雇用・労働関係情報 非自発的失業による国保税の軽減を行うために記録 (8)年金関係情報 国保税の年金特別徴収に係る世帯主の年金給付額を確認するために記録 (9)災害関係情報 天災又は不慮の災害により特別な事情がある者の国保税減免のために記録	事後	内容の見直しによる文言の整理
平成30年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	国民健康保険の被保険者資格の管理及び国民健康保険税の賦課	国保被保険者の資格管理に関する事務及び国保税の賦課徴収に関する事務	事後	内容の見直しによる文言の整理

平成30年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	【国民健康保険課での使用方法】 ①国保資格管理 ・入手した届出書等の情報を基に、被保険者の資格取得喪失を行う。 ・被保険者の情報を基に、国民健康保険被保険者証を手渡ししか郵送で交付する。 ・国保連合会と被保険者異動情報を連携し、資格継続業務を日次で行う。 ②国保税賦課 ・必要に応じて市町村へ所得照会を行い、入手した情報を基に賦課を行う。 ・国民健康保険税納税通知書を作成し、納税義務者に送付する。 【市民課、北部出張所、南部出張所での使用方法】 ①国保資格管理 ・入手した届出書等の情報を基に、被保険者の資格取得喪失を行う。 ・被保険者の情報を基に、国民健康保険被保険者証を手渡ししか郵送で交付する。	【国民健康保険課での使用方法】 ①国保被保険者の資格管理に関する事務 ・入手した届出書等の情報を基に、国保被保険者の資格情報を更新する。 ・国保被保険者の情報を基に、被保険者証等を手渡ししか郵送で交付する。 ・国保連合会と被保険者異動情報を連携し、資格継続業務を日次で行う。 ②国保税の賦課徴収に関する事務 ・必要に応じて市町村へ所得照会を行い、入手した情報を基に賦課決定・更正を行う。 ・国保税の納税通知書を作成し、納税義務者に送付する。 【市民課、北部出張所、南部出張所での使用方法】 ①国保被保険者の資格管理に関する事務 ・入手した届出書等の情報を基に、国保被保険者の資格情報を更新する。 ・国保被保険者の情報を基に、被保険者証等を手渡ししか郵送で交付する。	事後	内容の見直しによる文言の整理
平成30年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	国民健康保険の資格の取得・喪失及び国民健康保険税の賦課に関するシステムの運用管理及び保守業務(帳票印刷業務を含む)	国民健康保険の資格管理及び国保税の賦課に関するシステムの運用管理及び保守業務(帳票印刷業務を含む)	事後	内容の見直しによる文言の整理
平成30年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥再度託事項	国民健康保険資格等電算業務委託(第2号保険資格喪失者一覧表・年金受給者一覧表・年金受給者リスト・退職者検索更正連絡票の作成について)	国民健康保険資格等電算業務委託(第2号保険資格喪失者一覧表・年金受給者一覧表・年金受給者リスト)	事後	内容の見直しによる文言の整理
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	25件	27件	事前	平成30年度からの情報連携開始予定、主務省令の確定による追加
平成30年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者	国保被保険者	事後	内容の見直しによる文言の整理
平成30年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ②移転先における用途	国民健康保険の被保険者の資格に関する住民票の記載事項の管理	国保被保険者の資格に関する住民票の記載事項の管理	事後	内容の見直しによる文言の整理
平成30年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ③移転する情報	被保険者の資格取得年月日及び資格喪失年月日	国保被保険者の資格取得年月日及び資格喪失年月日	事後	内容の見直しによる文言の整理
平成30年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者	国保被保険者	事後	内容の見直しによる文言の整理
平成30年4月1日	別紙(1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務	(法令上の根拠(項番)欄の33の次の行に追加する。以下提供先No.は繰り下げ)	提供先No. 15 提供先 国家公務員共済組合 法令上の根拠(項番) 39 提供先における用途 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	平成30年度からの情報連携開始予定、主務省令の確定による追加

平成30年4月1日	別紙(1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務	(法令上の根拠(項番)欄の46の次の行に追加する 以下提供先No.は繰り下げ)	提供先No. 18 提供先 地方公務員共済組合 法令上の根拠(項番) 58 提供先における用途 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	平成30年度からの情報連携開始予定、主務省令の確定による追加
平成30年3月27日	別紙(1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	改正による引用項目の文言変更による修正
平成30年3月27日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	改正による引用項目の文言変更による修正
平成30年3月27日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	改正による引用項目の文言変更による修正
平成30年3月27日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務	中国在留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	改正による引用項目の文言変更による修正
平成30年3月27日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容	【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】 <その他の入手時における措置> ・住民からの申請においては、本人の個人番号カード又は個人番号通知カードにより、個人番号の確認を行い、本人確認書類の提示、対面による聞き取り等により対象者を特定する。	【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】 <その他の入手時における措置> ・住民からの届出等においては、本人の個人番号カード又は個人番号通知カードにより、個人番号の確認を行い、本人確認書類の提示、対面による聞き取り等により対象者を特定する。	事後	内容の見直しによる文言の整理
平成30年3月27日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容	【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】 <その他の入手時における措置> ・本人からの申請等による入手については、必要項目のみ記載できる用紙を使用し、必要な情報以外の入手を防止する。 ・他自治体及び他部署からの情報取得においては、国民健康保険資格取得及び賦課に関する資料の回送、法令に基づく通知・照会のため必要な情報以外の入手はしない。	【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】 <その他の入手時における措置> ・本人からの届出等による入手については、必要項目のみ記載できる用紙を使用し、必要な情報以外の入手を防止する。 ・他自治体及び他部署からの情報取得においては、国保被保険者に関する資格情報及び賦課に関する資料の回送、法令に基づく通知・照会のため必要な情報以外の入手はしない。	事後	内容の見直しによる文言の整理
平成30年3月27日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【不適切な方法で入手が行われるリスクのための措置の内容】 <その他の入手時における措置> ・住民からの申請については、国民健康保険の資格取得喪失及び賦課に係る資料となる旨説明して取得することで、不適切な入手を防止している。	【不適切な方法で入手が行われるリスクのための措置の内容】 <その他の入手時における措置> ・住民からの届出等については、国保被保険者の資格情報及び賦課に係る資料となる旨説明して取得することで、不適切な入手を防止している。	事後	内容の見直しによる文言の整理
平成30年3月27日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【入手した特定個人情報が不正確であるリスクのための措置の内容】 <その他の入手時における措置> ・住民からの申請においては、本人の個人番号カード又は個人番号通知カードにより、個人番号の確認を行い、本人確認書類の提示、対面による聞き取り等により対象者を特定する。	【入手した特定個人情報が不正確であるリスクのための措置の内容】 <その他の入手時における措置> ・住民からの届出等においては、本人の個人番号カード又は個人番号通知カードにより、個人番号の確認を行い、本人確認書類の提示、対面による聞き取り等により対象者を特定する。	事後	内容の見直しによる文言の整理
平成30年3月27日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクのための措置の内容】 <その他の入手時における措置> ・紙及び電子媒体により提出される資格取得喪失及び賦課に係る資料は、作業場所を特定し鍵付きの保管庫に保管し漏えい・紛失を防止している。	【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクのための措置の内容】 <その他の入手時における措置> ・紙及び電子媒体により提出される国保被保険者の資格情報及び賦課に係る資料は、作業場所を特定し鍵付きの保管庫に保管し漏えい・紛失を防止している。	事後	内容の見直しによる文言の整理
平成30年6月5日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16及び30の項	○番号法 第9条第1項 別表第一の16及び30の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第16条及び第24条	事後	法令上の根拠(主務省令)の追記

<p>平成30年6月5日</p>	<p>I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>	<p>番号法第19条第7号、8号及び別表第二のうち以下の項 【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) 【別表第二における情報照会の根拠】 27、42、43、44、45</p>	<p>○番号法第19条第7号、8号及び別表第二のうち以下の項 【別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) 【別表第二における情報照会の根拠】 27、42、43、44、45</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2</p>	<p>事後</p>	<p>法令上の根拠(主務省令)の追記</p>
<p>令和2年3月24日</p>	<p>I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容</p>	<p>平成30年4月1日施行の国民健康保険法(昭和33年法律第19号。以下「国保法」という。)第4条第3項の事項に係る越谷市が行う国民健康保険の事務のうち、国民健康保険被保険者(以下「国保被保険者」という。)の資格管理に関する事務、地方税法(昭和25年法律第226号)第703条の4の規定により定める越谷市国民健康保険税条例(昭和30年条例第33号)に基づき課する国民健康保険税(国保法第76条第1項ただし書きに規定する国民健康保険税。以下「国保税」という。)の賦課徴収(収納管理及び滞納処分関係を除く。)に関する事務並びに情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・提供に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。</p>	<p>(変更前の記載と向文のための前略)</p> <p>また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたこと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)」または「社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p>	<p>事前</p>	<p>オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当。</p>
<p>令和2年3月24日</p>	<p>I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容</p>	<p>—</p>	<p>4 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>	<p>事前</p>	<p>オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当。</p>

令和2年3月24日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	1. 資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 当市に設置されている国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。 *ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイル(国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。	1. 資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 当市に設置されている国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。 2. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。 (* 部分は変更前の記載と同文のため以下略)	事前	オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当。
令和2年3月24日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ①システムの名称	—	医療保険者等向け中間サーバー等	事前	オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当。
令和2年3月24日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ②システムの機能	—	「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。 なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。	事前	オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当。
令和2年3月24日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ②システムの機能	—	(1)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当該評価の対象外。	事前	オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当。

令和2年3月24日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ②システムの機能	—	<p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生じ、情報提供サーバに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii)情報照会及び(iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバ(自治体中間サーバ)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバ等では行わない。 (iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p>	事前	オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当。
令和2年3月24日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ②システムの機能	—	<p>(3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得及び(ii)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバ(自治体中間サーバ)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバ等では行わない。</p>	事前	
令和2年3月24日	4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	<p>○番号法 第9条第1項 別表第一の16及び30の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第16条及び第24条</p>	<p>○番号法 第9条第1項 別表第一の16及び30の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第16条及び第24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <p>○番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30</p> <p>○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	法令上の根拠(主務省令)の追記

令和2年3月24日	5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ 法令上の根拠	○番号法第19条第7号、8号及び別表第二のうち以下の項 【別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) 【別表第二における情報照会の根拠】 27、42、43、44、45 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 <オンライン資格確認の準備業務> ○番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	○番号法 第19条第7号、8号及び別表第二のうち以下の項 【別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) 【別表第二における情報照会の根拠】 27、42、43、44、45 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 <オンライン資格確認の準備業務> ○番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	法令上の根拠(主務省令)の追記
令和2年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	2件	4件	事前	オンライン資格確認の準備業務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当。
令和2年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①業務内容	・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	事前	オンライン資格確認の準備業務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当。
令和2年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	—	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務	事前	オンライン資格確認の準備業務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当。
令和2年3月24日	委託事項3 ①業務内容	—	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	事前	オンライン資格確認の準備業務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当。
令和2年3月24日	委託事項3 ②委託先における取扱者数	—	10人以上50人未満	事前	オンライン資格確認の準備業務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当。

令和2年3月24日	委託事項3 ③委託先名	—	埼玉県国保連合会 (埼玉県国保連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当。
令和2年3月24日	委託事項3 再委託 ④再委託の有無	—	再委託する	事前	オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当。
令和2年3月24日	委託事項3 再委託 ⑤再委託の許諾方法	—	「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」に基づき、再委託は原則として禁止としているが、越谷市と委託先との協議の上、内部規定に定められた再委託理由に該当し越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。	事前	オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当。
令和2年3月24日	委託事項3 再委託 ⑤再委託事項	—	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)	事前	オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当。
令和2年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	—	医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務	事前	オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当。
令和2年3月24日	委託事項4 ①委託内容	—	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	事前	オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当。
令和2年3月24日	委託事項4 ②委託先における取扱者数	—	10人以上50人未満	事前	オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当。
令和2年3月24日	委託事項4 ③委託先名	—	支払基金	事前	オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当。
令和2年3月24日	委託事項4 再委託 ④再委託の有無	—	再委託する	事前	オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当。
令和2年3月24日	委託事項4 再委託 ⑤再委託の許諾方法	—	「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」に基づき、再委託は原則として禁止としているが、越谷市と委託先との協議の上、内部規定に定められた再委託理由に該当し越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。	事前	オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当。
令和2年3月24日	委託事項4 再委託 ⑤再委託事項	—	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	事前	オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当。
令和2年3月24日	(別添1)ファイル記録項目	資格証発行個人履歴 1.記号番号,2.履歴シーケンス,3.住民コード,4.カナ名称,5.名称,6.員番号,7.出力順位,8.回収区分,9.回収年月日,10.世帯管理番号,11.発行年月日,12.有効年月日,13.更新年月日,14.備考 ※データベース「資格証発行個人履歴」の項目「員番号」は、項目名称そのままに、データ内容は「枝番」として利用する。	資格証発行個人履歴(※) 1.記号番号,2.履歴シーケンス,3.住民コード,4.カナ名称,5.名称,6.員番号,7.出力順位,8.回収区分,9.回収年月日,10.世帯管理番号,11.発行年月日,12.有効年月日,13.更新年月日,14.備考 ※データベース「資格証発行個人履歴」の項目「員番号」は、項目名称そのままに、データ内容は「枝番」として利用する。	事前	オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当。

令和2年3月24日	(別添1)ファイル記録項目	—	資格個人枝番 1.記号番号,2.住民コード,3.枝番,4.資格区分,5.異動年月日,6.更新年月日,7.削除年月日,8.同一人未確認フラグ 特殊条件対象者氏名 1.住民コード,2.カナ名称,3.名称,4.更新年月日 情報集約 区間異動後個人履歴 1.記号番号,2.住民コード,3.行政区保険者番号,4.行政区変更履歴番号,5.履歴種類番号,6.個人履歴情報,7.更新年月日 情報集約 区間異動後世帯履歴 1.記号番号,2.行政区保険者番号,3.行政区変更履歴番号,4.世帯履歴情報,5.更新年月日 情報集約 区間異動履歴 1.住民コード,2.行政区変更履歴番号,3.行政コード,4.区間異動日,5.更新年月日	事前	オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当)。
令和2年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	○情報提供ネットワークシステムを使用した情報紹介、提供事務	○情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会、提供事務	事後	内容の見直しによる文言の整理
令和2年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 その他	埼玉県国民健康保険団体連合会	埼玉県国保連合会	事後	内容の見直しによる文言の整理
令和2年3月24日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法	「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、再委託は原則として禁止としているが、越谷市と委託先との協議の上、内部規定に定められた再委託理由に該当し越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。	「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」に基づき、再委託は原則として禁止としているが、越谷市と委託先との協議の上、内部規定に定められた再委託理由に該当し越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。	事後	内容の見直しによる文言の整理
令和2年3月24日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	埼玉県国民健康保険団体連合会	埼玉県国保連合会	事後	内容の見直しによる文言の整理
令和2年3月24日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤再委託の許諾方法	「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、再委託は原則として禁止としているが、越谷市と委託先との協議の上、内部規定に定められた再委託理由に該当し越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。	「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」に基づき、再委託は原則として禁止としているが、越谷市と委託先との協議の上、内部規定に定められた再委託理由に該当し越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。	事後	内容の見直しによる文言の整理
令和2年3月24日	IIIリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、秘密の保持、厳重な保管及び搬送、委託目的以外の利用等禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告、委託契約終了時の個人情報の返還・処分を義務づけている。	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、秘密保持、厳重な保管及び搬送、再委託の禁止等、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告義務、委託契約終了時の個人情報の返還又は処分などを規定している。	事後	内容の見直しによる文言の整理
令和2年3月24日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 具体的な方法	「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、再委託は原則として禁止としているが、越谷市と委託先との協議の上、内部規定に定められた再委託理由に該当し越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。この場合において、委託先は、越谷市との契約書と同等の再委託契約を締結するとともに、再委託契約をした者が委託先との契約書の内容を遵守しているか監督し、その結果を速やかに越谷市に報告することを義務づけている。	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、再委託は原則として禁止としているが、越谷市と委託先との協議の上、正当な事由により越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。この場合において、委託先は、越谷市との契約書と同等の安全管理措置を講じられる再委託契約を締結するとともに、再委託契約をした者が委託先との契約書の内容を遵守しているか監督し、その結果を速やかに越谷市に報告することを義務づけている。	事後	内容の見直しによる文言の整理
令和2年3月24日	8. 監査	[○] 内部監査	[] 内部監査	事後	内容の見直しによる文言の整理
令和2年3月24日	9. 従業者に対する具体的な教育・啓発 具体的な方法	<越谷市における措置> 特定個人情報の保護に必要な知識の習得を目的として、毎年、研修を実施することとしている。	<越谷市における措置> 毎年、情報セキュリティや個人情報(マイナンバーを含む)についての研修を受講している。また、受講できない職員については研修資料を回覧するなどの情報共有を図り、勉強の機会を与えている。	事後	内容の見直しによる文言の整理

令和2年3月24日	10. その他のリスク対策	・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現することとしている。 ・毎年、情報セキュリティに関連する意識調査を実施することとしている。 ・毎年、個人情報を取扱う事業課の中から複数課所を選定して内部監査や情報セキュリティを専門に扱う事業者による外部監査を実施することとしている。	・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現することとしている。 ・毎年、情報セキュリティに関連する意識調査を実施することとしている。 ・毎年、個人情報を取扱う事業課の中から複数課所を選定して情報セキュリティを専門に扱う事業者による外部監査を実施することとしている。	事後	内容の見直しによる文言の整理
令和2年3月24日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	越谷市個人情報保護条例第14条に基づき、必要事項を記載した開示請求書等を提出する。 ※電話、FAX及び郵送での請求は、開示請求者が本人であることが十分に確認できないことから認めていない。 ※越谷市ホームページ上に、請求方法、開示請求書の様式等を掲載している。	本人確認書類の提示および指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。電話、FAX及び郵送での請求は、開示請求者が本人であることが十分に確認できないことから認めていない。 ※任意の書式においても記載事項を網羅していれば、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	内容の見直しによる文言の整理
令和2年3月24日	V評価実施手順 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成29年3月14日	令和2年3月24日	事後	しきい値の再判断による修正
令和3年11月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署	保健医療部国民健康保険課	保健医療部国保年金課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 ⑥事務担当部署	保健医療部国民健康保険課	保健医療部国保年金課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	地域包括ケア推進課、国民健康保険課	地域包括ケア課、国保年金課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	国民健康保険課での使用方法	国保年金課での使用方法	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年11月29日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務	移転先NO.5 保健医療部国民健康保険課	移転先NO.5 保健医療部国保年金課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年11月29日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務	移転先NO.6 保健医療部国民健康保険課	移転先NO.6 保健医療部国保年金課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年11月29日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務	移転先NO.8 福祉部地域包括ケア推進課	移転先NO.8 地域共生部地域包括ケア課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年11月29日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務	移転先NO.9 保健医療部国民健康保険課	移転先NO.9 保健医療部国保年金課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年11月29日	IV開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取	保健医療部国民健康保険課	保健医療部国保年金課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年11月29日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステム	第19条第7号、8号及び別表第二のうち以下の項	第19条第8号、9号及び別表第二のうち以下の項	事後	番号利用法第19条の改正による号の繰り下げ
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 別紙(1) 番号法第19条第7	番号法第19条第7号別表第二(別紙1を参照)	番号法第19条第8号別表第二(別紙1を参照)	事後	番号利用法第19条の改正による号の繰り下げ
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 別紙(1) 番号法第19条第7	別紙(1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務	別紙(1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務	事後	番号利用法第19条の改正による号の繰り下げ
令和3年11月29日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	番号利用法第19条の改正による号の繰り下げ
令和3年11月29日	別紙(2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務	移転先NO.11 福祉部介護保険課	移転先NO.11 地域共生部介護保険課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和4年9月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	4 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	4 オンライン資格確認に係る事務 オンライン資格確認とは、医療保険資格情報を個人単位化し、国保連合会または社会保険診療報酬支払基金へ一元管理を委託するとともに、医療機関等がオンラインで資格確認等を行うことができる仕組みのこと。これを実施するために以下の事務を行う。 1. 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 2. 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務	事後	オンライン資格確認の運用が開始したことによる軽微な修正
令和4年9月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	2. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供	2. オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供	事後	オンライン資格確認の運用が開始したことによる軽微な修正
令和4年9月30日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	<オンライン資格確認の準備業務>	<オンライン資格確認に係る事務>	事後	オンライン資格確認の運用が開始したことによる軽微な修正

<p>令和4年9月30日</p>	<p>I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p>	<p><オンライン資格確認に準備業務> ○番号法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p>	<p><オンライン資格確認に係る業務> ○番号法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等)</p>	<p>事後</p>	<p>オンライン資格確認の運用が開始したことによる軽微な修正</p>
------------------	--	---	--	-----------	------------------------------------

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月22日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	○番号法 第19条第8号、9号及び別表第二のうち以下の項 【別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) 【別表第二における情報照会の根拠】 27、42、43、44、45 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 <オンライン資格確認に係る業務> ○番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	○番号法 第19条第8号、9号及び別表第二のうち以下の項 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120 【別表第二における情報照会の根拠】 27、42、43、44、45 <オンライン資格確認に係る業務> ○番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	国テンプレートに表記を合わせたことによる軽微な修正
令和5年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無※	4件	5件	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載
令和5年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載
令和5年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データバックアップ等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載
令和5年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②委託先における取扱者数	記載なし	10人以上50人未満	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載
令和5年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先名	記載なし	埼玉県国保連合会 (埼玉県国保連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載
令和5年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 再委託 ④再委託の有無※	記載なし	再委託する	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載

<p>令和5年12月22日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 再委託 ⑤再委託の許諾方法</p>	<p>記載なし</p>	<p>委託先の埼玉県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他各市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、埼玉県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。))。</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>	<p>事前</p>	<p>国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載</p>
<p>令和5年12月22日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 再委託 ⑥再委託事項</p>	<p>記載なし</p>	<p>国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て</p>	<p>事前</p>	<p>国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載</p>
<p>令和5年12月22日</p>	<p>IIIリスク対策※(7.②を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法</p>	<p>越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、再委託は原則として禁止としているが、越谷市と委託先との協議の上、正当な事由により越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。</p> <p>この場合において、委託先は、越谷市との契約書と同等の安全管理措置を講じられる再委託契約を締結するとともに、再委託契約をした者が委託先との契約書の内容を遵守しているか監督し、その結果を速やかに越谷市に報告することを義務付けている。</p>	<p>越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、再委託は原則として禁止としているが、越谷市と委託先との協議の上、正当な事由により越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。</p> <p>この場合において、委託先は、越谷市との契約書と同等の安全管理措置を講じられる再委託契約を締結するとともに、再委託契約をした者が委託先との契約書の内容を遵守しているか監督し、その結果を速やかに越谷市に報告することを義務付けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 	<p>事前</p>	<p>オンプレ環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。</p>

<p>令和5年12月22日</p>	<p>Ⅲリスク対策※(7.②を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>【国保連合会における物理的安全管理措置】 ・国保総合(国保集約)システムのサーバー等の機器が設置されている場所へ入出できる者を制限し、入室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・許可された電子媒体や機器等以外の使用制限、システムへの接続制限等の措置を行う。 ・手続きに基づき、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す必要が生じた場合には、容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講じる。 ・特定個人情報等が記録された電子媒体及び書類等を削除又は廃棄する場合は、できるだけ速やかに復元できない手段を講じる。 ・個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認を行う。</p> <p>【委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスクに対する処置】 ・「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、委託先に対して、秘密の保持、厳重な保管及び搬送、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、委託契約終了時の個人情報の返還・処分を義務付けている。また、必要があると認められるときは、委託先に対し報告、検査等を求めることができる。 ・「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、委託先は、委託契約が終了し、又は解除された場合は、契約事務に係る個人情報を速やかに越谷市に返還し、又は越谷市の指示若しくは承認があるときは、漏えいを来さない方法で確実に処分することを義務付けている。</p>	<p>【国保連合会における物理的安全管理措置】 ・国保総合(国保集約)システムのサーバー等の機器が設置されている場所へ入出できる者を制限し、入室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・許可された電子媒体や機器等以外の使用制限、システムへの接続制限等の措置を行う。 ・手続きに基づき、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す必要が生じた場合には、容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講じる。 ・特定個人情報等が記録された電子媒体及び書類等を削除又は廃棄する場合は、できるだけ速やかに復元できない手段を講じる。 ・個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認を行う。</p> <p>【委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスクに対する処置】 ・「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、委託先に対して、秘密の保持、厳重な保管及び搬送、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、委託契約終了時の個人情報の返還・処分を義務付けている。また、必要があると認められるときは、委託先に対し報告、検査等を求めることができる。 ・「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、委託先は、委託契約が終了し、又は解除された場合は、契約事務に係る個人情報を速やかに越谷市に返還し、又は越谷市の指示若しくは承認があるときは、漏えいを来さない方法で確実に処分することを義務付けている。</p>	<p>事前</p>	<p>オンプレ環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。</p>
<p>令和5年12月22日</p>			<p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</p>		
<p>令和5年12月22日</p>	<p>Ⅳ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法</p>	<p>本人確認書類の提示および指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。電話、FAX及び郵送での請求は、開示請求者が本人であることが十分に確認できないことから認めていない。</p>	<p>本人確認書類の提示および指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。電話及びFAXでの請求は、開示請求者が本人であることが十分に確認できないことから認めていない。</p>	<p>事後</p>	<p>内容の見直しに伴う修正</p>
<p>令和8年3月30日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2 特定個人情報の保管・消去 保管場所</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>事前</p>	<p>中間サーバー更改に伴う修正</p>
<p>令和8年3月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策 6 情報提供システムネットワークの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスクに対する措置内容</p>	<p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したものの。</p>	<p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p>	<p>事前</p>	<p>中間サーバー更改に伴う修正</p>

令和8年3月30日	Ⅲリスク対策 6情報提供システムネットワークとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	中間サーバー更改に伴う修正
令和8年3月30日	Ⅲリスク対策 7特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	【物理的対策】 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	【物理的対策】 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事前	中間サーバー更改に伴う修正
令和8年3月30日	Ⅲリスク対策 7特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	【技術的対策】 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	【技術的対策】 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	中間サーバー更改に伴う修正
令和8年3月30日	Ⅲリスク対策 10その他のリスク対策	・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現することとしている。	・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事前	中間サーバー更改に伴う修正
令和8年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6特定個人情報の保管・消去 保管場所	右記の記載を追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	基幹業務システムの統一・標準化に伴う改正(評価の再実施)

<p>令和8年3月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>	<p>右記の記載を追加</p>	<p>【物理的対策】 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるような適切な入室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出できないこととしている。</p> <p>【技術的対策】 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準[第1.0版]」(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASPをいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入しバターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	<p>事前</p>	<p>基幹業務システムの統一・標準化に伴う改正(評価の再実施)</p>
<p>令和8年3月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>右記の記載を追加</p>	<p>【特定個人情報情報が消去されずいつまでも存在するリスクのための措置の内容】(略) <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	<p>事前</p>	<p>基幹業務システムの統一・標準化に伴う改正(評価の再実施)</p>
<p>令和8年3月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策 10その他のリスク対策</p>	<p>右記の記載を追加</p>	<p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	<p>事前</p>	<p>基幹業務システムの統一・標準化に伴う改正(評価の再実施)</p>
<p>令和8年3月30日</p>	<p>I 基本情報 4.個人番号の利用 法令上の根拠</p>	<p>○番号法 第9条第1項 別表第一の16及び30の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第16条及び第24条</p> <p><オンライン資格確認に係る事務> ○番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30</p> <p>○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>○国保法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>○番号法 第9条第1項 別表の24及び44の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第16条及び第24条</p> <p><オンライン資格確認に係る事務> ○番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44</p> <p>○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>○国保法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>事後</p>	<p>番号法改正に伴い修正</p>

<p>令和18年3月30日</p>	<p>I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステム による情報連携 ※ ②法令上の根拠</p>	<p>○番号法 第19条第8号、9号及び別表第二のうち以下の項 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、 30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、 87、88、93、97、106、109、120 【別表第二における情報照会の根拠】 27、42、43、44、45</p> <p><オンライン資格確認に係る業務> ○番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格 確認として機関別符号を取得する等)</p> <p>○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>○番号法 第19条第8号、9号及び別表行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令のうち以下の項 【別表における情報提供の根拠】 2、3、6、13、46、56、65、67、69、83、11 5、131、158、173 【別表における情報照会の根拠】 46、69、70、71</p> <p><オンライン資格確認に係る業務> ○番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格 確認として機関別符号を取得する等)</p> <p>○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>事後</p>	<p>番号法改正に伴い修正</p>
-------------------	--	--	---	-----------	-------------------